

手続き

付加給付の支払いは、健康保険組合にて自動的に行いますので、申請は不要です。ただし、市区町村等の公費負担医療に該当している方は、当健康保険組合の規程により公費を優先適用することとなっており、付加給付の支払いは行っておりません。